

## 昭和五十四年労働省令第十八号

粉じん障害防止規則

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、粉じん障害防止規則を次のように定める。

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条の二）
- 第二章 設備等の基準（第四条—第十条）
- 第三章 設備の性能等（第十一条—第十六条）
- 第四章 管理（第十七条—第二十四条の二）
- 第五章 作業環境測定（第二十五条—第二十六条の四）
- 第六章 保護具（第二十七条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （事業者の責務）

**第一条** 事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、設備、作業工程又は作業方法の改善、作業環境の整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
**第二条** 事業者は、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）及びこれに基づく命令並びに労働安全衛生法（以下「法」という。）に基づく他の命令の規定によるほか、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、健康診断の実施、就業場所の変更、作業の転換、作業時間の短縮その他健康管理のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第三条** この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 粉じん作業 別表第一に掲げる作業のいずれかに該当するものをいう。ただし、当該作業場における粉じんの発散の程度及び作業の工程その他からみて、この省令に規定する措置を講ずる必要がないと当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この条において「所轄都道府県労働局長」という。）が認定した作業を除く。
- 二 特定粉じん発生源 別表第二に掲げる箇所をいう。
- 三 特定粉じん作業 粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源であるものをいう。
- 4 前項第一号ただし書の認定を受けようとする事業者は、粉じん作業非該当認定申請書（様式第一号）を当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由して、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- 3 前項の粉じん作業非該当認定申請書には、当該作業場に係る次に掲げる物件を添付しなければならない。
- 一 作業場の見取図
- 二 じん肺法第十七条第二項の規定により保存しているじん肺健康診断に関する記録
- 三 粉じん濃度の測定結果並びに測定方法及び測定条件を記載した書面（粉じんの発散の程度が低いことが明らかな場合を除く。）
- 4 所轄都道府県労働局長は、第二項の粉じん作業非該当認定申請書の提出を受けた場合において、第一項第一号ただし書の認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書でその旨を当該事業者に通知しなければならない。
- 5 第一項第一号ただし書の認定を受けた事業者は、第二項の粉じん作業非該当認定申請書若しくは第三項第一号の作業場の見取図に記載された事項を変更したとき、又は当該認定に係る作業に従事する労働者が、法第六十六条规定若しくは第二項の健康診断等において、新たに、粉じんに係る疾病にかかるおり、若しくは粉じんに係る疾病にかかる疑いがあると診断された

ときは、遅滞なく、その旨を所轄労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

所轄都道府県労働局長は、第一項第一号ただし書の認定に係る作業が、当該作業場における粉じんの発散の程度及び作業の工程その他からみて、この省令に規定する措置を講ずる必要がないと認められなくなつたときは、遅滞なく、当該認定を取り消すものとする。

### 6 (設備による注水又は注油をする場合の特例)

第三条 次に掲げる作業を設備による注水又は注油をしながら行う場合には、当該作業については、次章から第六章までの規定は適用しない。

- 一 別表第一第三号に掲げる作業のうち、坑内の、土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）をぶるい分ける場所における作業
- 二 別表第一第六号に掲げる作業
- 三 別表第一第七号に掲げる作業のうち、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業
- 四 別表第一第八号に掲げる作業のうち、次に掲げる作業
- 5 別表第一第十五号に掲げる作業のうち、砂を再生する場所における作業

### (適用の除外)

第三条の二 この省令（第二十四条及び第六章の規定を除く。）は、事業場が次の各号（粉じん作業に労働者が常時従事していない事業場については、第四号を除く。）に該当すると当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この条において「所轄都道府県労働局長」という。）が認定したときは、特定粉じん作業（設備による注水又は注油をしながら行う場合における前条各号に掲げる作業を除く。）については、適用しない。

一 事業場における粉じんに係る管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（第五号において「化学物質管理専門家」という。）であつて、当該事業場に専属の者が配置され、当該者が当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。

イ 粉じんに係るリスクアセスメント（法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査をいう。）の実施に関すること。

ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。

二 過去三年間に当該事業場において特定粉じん作業による労働者が死亡する労働災害又は休業日の日数が四日以上以上の労働災害が発生していないこと。

三 過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第二十六条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分されたこと。

四 過去三年間に当該事業場において常時粉じん作業に従事する労働者について、じん肺法第七条から第九条の二まで、第十二条ただし書、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定によるじん肺健康診断の結果、じん肺管理区分が決定された者（新たに管理二、管理三又は管理四に決定された者、管理一と決定されていた者であつて管理二、管理三又は管理四と決定された者、管理二と決定されている者であつて管理三又は管理四と決定された者、管理三又は管理四と決定された者、管理二と決定されていた者であつて管理三又は管理四と決定された者及び管理三又は管理四と決定されていた者であつて管理四と決定された者に限る。）がないこと。

五 過去三年間に一回以上、第一イのリスクアセスメントの結果及び当該リスクアセスメントの結果に基づく措置の内容について、化学物質管理専門家（当該事業場に属さない者に限る。）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。

六 過去三年間に事業者が当該事業場について法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

2 前項の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする事業場の事業者は、粉じん障害防止規則適用除外認定申請書（様式第一号の二）により、当該認定に係る事業場が同項第一号及び第三号から第五号までに該当することを確認できる書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
3 所轄都道府県労働局長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該申請書を提出した事業者に通知しなければならない。
4 認定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
5 第一項から第三項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。
6 認定を受けた事業者は、当該認定に係る事業場が第一項第一号から第五号までに該当しなればならない。
7 所轄都道府県労働局長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すことができる。
8 前項の場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第二十六条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分された」とあるのは、「過去三年間に当該事業場の作業場所に係る作業環境が第二十六条の二第一項の第一管理区分に相当する水準にある」とする。
9 第二章 設備等の基準
（特定粉じん発生源に係る措置）
第四条 事業者は、特定粉じん発生源における粉じんの発散を防止するため、次の表の上欄に掲げて掘削する箇所に限る。）
一 別表第二第一号に掲げる箇所（衝撃式削岩機を用いて掘削する箇所に限る。）
二 別表第二第一号、第三号及び第四号に掲げる箇所（別表第一第一号に掲げる箇所にあつては、衝撃式削岩機を用いて掘削する箇所を除く。）
三 別表第二第二号に掲げる箇所
四 別表第二第五号、第七号及び第十三号に掲げる箇所（別表第一第七号に掲げる箇所にあつては、研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械を用いて岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはぱり取りし、又は金属を裁断する箇所を除く。）
五 別表第二第六号、第八号及び第十四号に掲げる箇所（別表第一第八号に掲げる箇所にあつては、アルミニウムはくを破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所に、同表第十四号に掲げる箇所にあつては、砂を再生する箇所に限る。）
（特定粉じん発生源に係る措置）
第六条 事業者は、特定粉じん発生源に係る粉じんを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
第七条 事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場について、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
第八条 事業者は、特定粉じん作業を行なう坑内作業場（ずい道等（ずい道及び第六条の二事業者は、粉じん作業を行なう坑内作業場（ずい道等の建設のものを除く。）をいう。（以下同じ。）の内部において、ずい道等の建設のものを除く。）については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
第九条 事業者は、粉じん作業を行なう坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行なうものに限る。次条及び第六条の四第二項において同じ。）については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
第十条 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場について、半月以内ごとに一回、定期に、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度を測定し、その結果を評価しなければならない。ただし、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じんの濃度の測定が著しく困難である場合は、この限りでない。
第十一条 事業者は、粉じん作業を行なう坑内作業場において前項の規定による測定を行うときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場における粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。ただし、当該坑内作業場における鉱物等中の遊離けい酸の含有率が明らかになつては、この限りでない。
第十二条 事業者は、前条第一項の規定による空気中の粉じんの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。
第十三条 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場について前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場の切羽に近接する場所の空气中の粉じんの濃度を測定しなければならない。

六 别表第二第七号に掲げる箇所（研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械を用いて岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはぱり取りし、又は金属を裁断する箇所に限る。）	一 局所排気装置を設置すること。
七 別表第二第八号に掲げる箇所（アルミニウムはくを破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所を除く。）	二 濕潤な状態に保つための設備を設置することは。
八 別表第二第九号及び第十二号に掲げる箇所	一 密閉する設備を設置すること。
九 別表第二第十号及び第十一号に掲げる箇所	二 局所排気装置を設置すること。
（換気の実施等）	三 プッシュ型換気装置を設置すること。
第十条 事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行なう坑内作業場（ずい道等（ずい道及び第六条の二事業者は、粉じん作業を行なう坑内作業場（ずい道等の建設のものを除く。）をいう。（以下同じ。）の内部において、ずい道等の建設のものを除く。）については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。	四 濕潤な状態に保つための設備を設置すること。
第十一条 事業者は、特定粉じん作業を行なう坑内作業場（ずい道等（ずい道及び第六条の二事業者は、粉じん作業を行なう坑内作業場（ずい道等の建設のものを除く。）をいう。（以下同じ。）の内部において、ずい道等の建設のものを除く。）については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。	一 密閉する設備を設置すること。
第十二条 事業者は、粉じん作業を行なう坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行なうものに限る。次条及び第六条の四第二項において同じ。）については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。	二 局所排気装置を設置すること。
第十三条 事業者は、粉じん作業を行なう坑内作業場について前項の規定による測定を行うときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場における粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。ただし、当該坑内作業場における鉱物等中の遊離けい酸の含有率が明らかになつては、この限りでない。	三 プッシュ型換気装置を設置すること。
第十四条 事業者は、前条第一項の規定による空気中の粉じんの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。	四 濕潤な状態に保つための設備を設置すること。

事業者は、前条又は前項の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録して、これを七年間保存しなければならない。

- 一 測定日時
- 二 測定方法
- 三 測定箇所
- 四 測定条件
- 五 測定結果
- 六 測定を実施した者の氏名

#### 第七条 (臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除外)

測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

事業者は、前項各号に掲げる事項を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知せなければならない。

**第七条** 第四条及び前三条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、事業者が、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具（別表第三第一号の二又は第二号の二に掲げる作業の場合にあつては、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに限る。以下この項において同じ。）を使用させたとき（当該特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に對し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたとき）は、適用しない。

一 臨時の特定粉じん作業を行う場合  
二 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う期間が短い場合  
三 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う時間が短い場合

**第二条** 第五条から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、事業者が、当該粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具（別表第三第三号の二に掲げる作業を行つては、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに限る。以下この項において同じ。）を使用させたとき（当該粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に對し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたとき）は、適用しない。

#### 二 同一の作業場において特定粉じん作業を行う時間が短い場合

**第八条** 第四条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、事業者が、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させたとき（当該特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に對し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたとき）は、適用しない。この場合において、事業者は、屋内作業場にあつては全体換気装置による換気を行つて、特定粉じん作業を行う場合

三 ふるい面積が七百平方センチメートル未満のふるい分け機を用いて特定粉じん作業を行う場合  
四 内容積が十八リットル未満の混合機を用いて特定粉じん作業を行う場合

(作業場の構造等により設備等を設けることが困難な場合の適用除外)

#### 第九条 (第四条の規定は、特定粉じん作業を行う場合において作業場の構造、作業の性質等により同条の措置を講ずることが著しく困難であると所轄労働基準監督署長が認定したときは、適用しない。この場合において、事業者は、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ（当該特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に對し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させ）、かつ、屋内作業場にあつては全体換気装置による換気を、坑内作業場にあつては換気装置による換気を実施しなければならない。

**第二条** 前項の認定を受けようとする事業者は、粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請書（様式第二号）に、当該作業場の見取図を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。  
**第四条** 第一項の認定を受けた事業者は、第二項の粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請書又は作業場の見取図に記載された事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。  
**第五条** 所轄労働基準監督署長は、第一項の認定に係る特定粉じん作業が作業場の構造、作業の性質等により第四条の措置を講ずることが著しく困難であると認められなくなつたときは、遅滞なく、当該認定を取り消すものとする。

(除じん装置の設置)  
**第十一条** 事業者は、第四条の規定により設ける局所排気装置のうち、別表第二第六号から第九号まで、第十四号及び第十五号に掲げる特定粉じん発生源（別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源にあつては、一事業場当たり十以上の特定粉じん発生源（前三条の規定により、第四条の規定が適用されない特定粉じん作業に係る特定粉じん発生源を除く。）を有する場合に限る。）に係るものは、除じん装置を設けなければならない。  
**第二条** 事業者は、第四条の規定により設けるブツシユブル型換気装置のうち、別表第二第七号、第九号、第十四号及び第十五号に掲げる特定粉じん発生源（別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源にあつては、一事業場当たり十以上の特定粉じん発生源（前三条の規定により、第四条の規定が適用されない特定粉じん作業に係る特定粉じん発生源を除く。）を有する場合に限る。）に係るのには、除じん装置を設けなければならない。

#### 第三章 設備の性能等

##### (局所排気装置等の要件)

**第十一条** 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。  
一 フードは、粉じんの発生源ごとに設けられ、かつ、外付け式フードにあつては、当該発生源にできるだけ近い位置に設けられていること。  
二 ダクトは、長さができるだけ短く、バンドの数ができるだけ少なく、かつ、適當な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。  
三 前条第一項の規定により除じん装置を付設する局所排気装置の排風機は、除じんをした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし吸引された粉じんによる爆発のおそれがないときは、この限りでない。  
四 排出口は、屋外に設けられていること。ただし、移動式の局所排気装置又は別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源に設ける局所排気装置であつて、ろ過除じん方式又は電気除じん方式による除じん装置を付設したものにあつては、この限りでない。

五 厚生労働大臣が定める要件を具備していること。

<p><b>第十二条</b> 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設けるブッシュ型換気装置について、労働者が当該局所排気装置に係る粉じん作業に従事する間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。</p> <p><b>二</b> 事業者は、前項の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該粉じん作業に従事する間（労働者が当該粉じん作業に従事するときを除く）、同項の局所排気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。</p> <p><b>三</b> 前二項の規定は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設けるブッシュ型換気装置について準用する。</p> <p><b>（除じん）</b></p> <p><b>第十三条</b> 事業者は、第十条の規定により設ける除じん装置については、次の表の上欄に掲げる粉じんの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式又はこれらと同等以上の性能を有する除じん方式による除じん装置としなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">粉じんの種類</th> <th style="text-align: left;">ヒューム</th> <th style="text-align: left;">ヒューム以外の粉じん (除じん)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> </tr> </tbody> </table>	粉じんの種類	ヒューム	ヒューム以外の粉じん (除じん)	2	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	3	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	4	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	<p><b>二</b> 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設けるブッシュ型換気装置を付設する。除じん装置を設けられたる後、空気が通る位置に設けられること。ただし、吸引された粉じんによる爆発のおそれがある場合、ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。</p> <p><b>三</b> 排出口は、屋外に設けられていること。ただし、別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源に設けるブッシュ型換気装置であつて、ろ過除じん方式又は電気除じん方式による除じん装置を付設したものにあつては、この限りでない。</p> <p><b>四</b> 厚生労働大臣が定める要件を具備していること。</p> <p><b>（局所排気装置等の稼働）</b></p> <p><b>第十二条</b> 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置について、労働者が当該局所排気装置に係る粉じん作業に従事する間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。</p> <p><b>二</b> 事業者は、前項の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該粉じん作業に従事する間（労働者が当該粉じん作業に従事するときを除く）、同項の局所排気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。</p> <p><b>三</b> 前二項の規定は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設けるブッシュ型換気装置について準用する。</p> <p><b>（除じん）</b></p> <p><b>第十三条</b> 事業者は、第十条の規定により設ける除じん装置については、次の表の上欄に掲げる粉じんの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式又はこれらと同等以上の性能を有する除じん方式による除じん装置としなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">粉じんの種類</th> <th style="text-align: left;">ヒューム</th> <th style="text-align: left;">ヒューム以外の粉じん (除じん)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> <td style="text-align: center;">事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）</td> </tr> </tbody> </table>	粉じんの種類	ヒューム	ヒューム以外の粉じん (除じん)	2	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	3	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	4	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）
粉じんの種類	ヒューム	ヒューム以外の粉じん (除じん)																							
2	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）																							
3	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）																							
4	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）																							
粉じんの種類	ヒューム	ヒューム以外の粉じん (除じん)																							
2	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）																							
3	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）																							
4	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）	事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き（除じん装置の稼働）																							

2 事業者は、前項の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該粉じんについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

二 前条第二項の規定により除じん装置を付設するブッシュ型換気装置の排風機は、除じん装置を設けられたる後、空気が通る位置に設けられること。ただし、吸引された粉じんによる爆発のおそれがある場合、ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられていること。ただし、別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源に設けるブッシュ型換気装置であつて、ろ過除じん方式又は電気除じん方式による除じん装置を付設したものにあつては、この限りでない。

三 排出口は、屋外に設けられていること。ただし、別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源に設けるブッシュ型換気装置であつて、ろ過除じん方式又は電気除じん方式による除じん装置を付設したものにあつては、この限りでない。

四 厚生労働大臣が定める要件を具備していること。

2 事業者は、前項の局所排気装置、ブッシュ型換気装置及び除じん装置について、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 局所排気装置

イ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度

ロ ダクト及び排風機における粉じんの堆積状態

ハ ダクトの接続部における緩みの有無

ニ 電動機とファンとを連結するベルトの作動状態

ホ 吸気及び排気の能力

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

二 ブッシュ型換気装置

イ フード、ダクト及びファンの磨耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度

ロ 内部における粉じんの堆積状態

ハ ロ過除じん方式の除じん装置にあっては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無

ニ 处理能力

ホ イからニまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

（定期自主検査の記録）

第十八条 事業者は、前条第二項又は第三項の自主検査を行つたときは、次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。

3	一 檢査年月日	二 檢查方法	三 檢査箇所	四 檢査の結果	五 檢査を実施した者の氏名
4	一 檢査年月日	二 檢查方法	三 檢査箇所	四 檢査の結果	五 檢査を実施した者の氏名
5	一 檢査年月日	二 檢查方法	三 檢査箇所	四 檢査の結果	五 檢査を実施した者の氏名
6	一 檢査年月日	二 檢查方法	三 檢査箇所	四 檢査の結果	五 檢査を実施した者の氏名
7	一 檢査年月日	二 檢查方法	三 檢査箇所	四 檢査の結果	五 檢査を実施した者の氏名

#### 第四章 管理

##### （局所排気装置等の定期自主検査）

2 事業者は、前項の局所排気装置、ブッシュ型換気装置及び除じん装置について、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 局所排気装置

イ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度

ロ ダクト及び排風機における粉じんの堆積状態

ハ ダクトの接続部における緩みの有無

ニ 電動機とファンとを連結するベルトの作動状態

ホ 吸気及び排気の能力

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

二 ブッシュ型換気装置

イ フード、ダクト及びファンの磨耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度

ロ 内部における粉じんの堆積状態

ハ ロ過除じん方式の除じん装置にあっては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無

ニ 处理能力

ホ イからニまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

（定期自主検査の記録）

第十八条 事業者は、前条第二項又は第三項の自主検査を行つたときは、次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。

(点検)

**第十九条** 事業者は、第十七条第一項の局所排気装置、ブッシュブル型換気装置又は除じん装置を初めて使用するとき、又は分解して改造若しくは修理を行つたときは、同条第二項各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について点検を行わなければならない。

(点検の記録)

**第二十条** 事業者は、前条の点検を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 点検年月日

二 点検方法

三 点検箇所

四 点検の結果

五 点検を実施した者の氏名

六 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

**第二十一条** 事業者は、第十七条第二項若しくは第三項の自主検査又は第十九条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。

**第二十二条** 事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に對し、次の科目について特別の教育を行わなければならない。

一 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法

(補修等)

二 作業場の管理

三 呼吸用保護具の使用の方法

四 粉じんに係る疾病及び健康管理

五 関係法令

(休憩設備)

**第二十三条** 事業者は、粉じん作業に労働者を従事させるとときは、粉じん作業を行う作業場以外の場所に休憩設備を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場で、これによることがで

きないやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の休憩設備には、労働者が作業衣等に付着した粉じんを除去するとのできる用具を備え付けなければならない。

3 粉じん作業に従事した者は、第一項の休憩設備を利用する前に作業衣等に付着した粉じんを除去しなければならない。

(掲示)

**第二十四条** 事業者は、粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日一回以上、清掃を行わなければならない。

ト 第二十六条の三第一項の場所において作業を行う場合

チ 第二十七条第一項の作業を行う場合(第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合及

び第二十七条第一項ただし書の場合を除く。)

リ 第二十七条第三項の作業を行う場合(第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。)

二 第九条第一項の規定により第四条の規定が適用されない場合

ホ 第二十四条第二項ただし書の規定により清掃を行う場合

ヘ 第二十六条の三第一項の場所において作業を行う場合

ト 第二十六条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場合

チ 第二十七条第一項の作業を行う場合(第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合及

び第二十七条第一項ただし書の場合を除く。)

リ 第二十七条第三項の作業を行う場合(第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。)

(清掃の実施)

**第二十五条** 事業者は、粉じん作業を行う屋内の作業場所について、毎日一回以上、清掃を行わなければならない。

2 事業者は、粉じん作業を行う屋内のものに限る)について、たい積した粉じんを除去するため、一月以内ごとに一回、定期に、真空掃除機を用いて、又は水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて清掃を行わなければならない。ただし、粉じんの飛散しない方法により清掃を行うことが困難な場合において、当該清掃に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させたとき(当該清掃の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該清掃に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に對し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたとき)は、その他の方法により清掃を行うことができる。

(発破終了後の措置)

**第二十六条** 事業者は、ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業のうち、発破の作業を行つたときは、作業に従事する者が発破による粉じんが適当に薄められる前に発破をした箇所に近寄ることについて、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に近寄つてはならない旨を見やすい箇所に表示することとの他の方法により禁止しなければならない。

## 第五章 作業環境測定

(作業環境測定を行うべき屋内作業場)

**第二十七条** 令第二十一条第一号の厚生労働省令で定める土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場は、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場とする。

(粉じん濃度の測定等)

**第二十八条** 事業者は、前条の屋内作業場について、六ヶ月以内ごとに一回、定期に、当該作業場における空気中の粉じんの濃度を測定しなければならない。

2 事業者は、前条の屋内作業場のうち、土石、岩石又は鉱物に係る特定粉じん作業を行う屋内作業場において、前項の測定を行うときは、当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。ただし、当該土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合にあつては、この限りでない。

3 次条第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管

理区分に区分されることが継続した単位作業場所(令第二十一条第一号の屋内作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域をいう。以下同じ。)については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下この条において「所轄労働基準監督署長」という。)の許可を受けた場合には、当該粉じんの濃度の測定は、別に厚生労働大臣の定めるところによることができるものとする。

この場合において、事業者は、厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内ごとに一回、定期に較正された測定機器を使用しなければならない。

4 前項の許可を受けようとする事業者は、粉じん測定特例許可申請書(様式第三号)に粉じん測

定結果摘要書(様式第四号)及び次の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

イ 第七条第一項の規定により第四条及び第六条の二から第六条の四までの規定が適用されない場合

ロ 第七条第一項の規定により第五条から第六条の四までの規定が適用されない場合

ハ 第八条の規定により第四条の規定が適用されない場合

一 作業場の見取図
二 単位作業場所における測定対象物の発散源の位置、主要な設備の配置及び測定点の位置を示す図面
3 第二項の許可を受けた事業者は、当該単位作業場所に係るその後の測定の結果の評価により当該単位作業場所が第一管理区分でなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
4 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第三項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。
5 第三項の許可を受けた事業者は、当該単位作業場所に係るその後の測定の結果の評価により当該単位作業場所が第一管理区分でなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
6 第三項の許可を受けた事業者は、当該単位作業場所に係るその後の測定の結果の評価により当該単位作業場所が第一管理区分でなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
7 所轄労働基準監督署長は、前項の規定による報告を受けた場合及び事業場を臨検した場合において、第三項の許可に係る単位作業場所について第二管理区分を維持していいないと認めたときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。
8 事業者は、第一項から第三項までの規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録して、これを七年間保存しなければならない。

一 測定日時
2 測定方法
3 測定箇所
4 測定条件
5 測定結果
6 測定を実施した者の氏名
7 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要 (測定結果の評価)

**第二十六条の二** 事業者は、第二十五条の屋内作業場について、前条第一項、第二項若しくは第三項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行つたときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定による評価を行つたときは、その都度次の事項を記録して、これを七年間保存しなければならない。

一 評価日時

二 評価箇所

三 評価結果

四 評価を実施した者の氏名  
(評価の結果に基づく措置)

**第二十六条の三** 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の改善その他必要な措置又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようしなければならない。

2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該粉じんの濃度を測定し、及びその結果を評価しなければならない。

3 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該場所について、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講ずることにより第一管理区分又は第二管理区分とするために必要な措置を講じなければならない。

二 当該場所について、前号において第一管理区分又は第二管理区分とすることが可能な場合における作業環境を改善するために必要な措置の内容との可否

3 事業者は、前項の第三管理区分に区分された場所について、同項第一号の規定により作業環境を改善するために必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定(以下この条及び第二十六条の三の四において「個人サンプリング測定等」という。)により、粉じんの濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること(当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること)。ただし、前項の規定による測定(当該測定を実施していない場合(第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。)は、前条第二項の規定による測定)を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等ができる。

二 前号の呼吸用保護具(面体を有するものに限る。)について、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

三 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから保護具着用管理責任者を選任し、次の事項を行わせること。  
イ 前二号及び次項第一号から第三号までに掲げる措置に関する事項(呼吸用保護具に関する事項に限る。)を管理すること。

ロ 第一号及び次項第二号の呼吸用保護具を常時有効かつ清潔に保持すること。

四 第一項の規定による作業環境管理専門家の意見の概要、第二項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を、前条第三項各号に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させること。

事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第二十六条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

二、前号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、前記の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）の構造、機能、操作法等についての訓練を受けた者による監視下で使用せらる。

定期に当該叫団録用保護具が適切に保管されていることを前項第一号に定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間に保管されること。

第一号の呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。  
事業者は、第四項第一号の規定による測定（同号ただし書の測定定を含む。）又は前項第一号の

規定による測定を行つたときは、その都度次の事項を記録し、これを七年間保存しなければならない。

三二一

四 五 测定条件 計定結果

六 激測を実施した者の氏名  
七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要  
事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係る前条第一項の規定による評価及び第三項の規定

による評価を行つたときは、次の事項を記録し、これを七年間保存しなければならない。

二三 評価結果

**四 評議会を実施した者の氏名**  
**第二十六条の三の三** 事業者は、前条第四項各号に掲げる措置を講じたときは、遅滞なく、第三管理区分措置状況届（様式第五号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

**第二十六条の三の四** 事業者は、第二十六条の三の二第四項第一号及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなけばならない。

ればならない。  
一 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この項において「作環法」という。）第二条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局

長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したもの又はこれと同等以上の能力を有する者

（サンプリング）（前号のサンプリングのうち、前号の者がサンプリングことに指定する方法により行うものに限る。）前号の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者

三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする粉じんの試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 乍景法第二条第五号に規定する第一重作業環境測定士（ココロ）にて「第一重作業環境測定

## 呼吸用保護具の使用

**第二十七条** 事業者は、別表第三に掲げる作業（第三項に規定する作業を除く。）に労働者を従事させる場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）にあつては、当該作業

書面を労働者に交付すること。  
事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製する  
ファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置す  
ること。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第二十六条の一第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 案内看板等によつて示すこと。

ハ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。）

前項第一号及び第二号の講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

**第二十六条の四** 事業者は、第二十六条の二第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 ては、送気マスク又は空気呼吸器に限る。次項において同じ。)を使用させなければならない。

4 ただし、粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はブンシユブル型換気装置の設置、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備の設置等の措置であつて、当該作業に係る粉じんの発散を防止するために有効なものと講じたときは、この限りでない。

5 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合(第七条第一項各号又は第二項各号)に該当する場合は、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。ただし、前項ただし書の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合(第七条第一項各号又は第二項各号)に該当する場合を除く。)にあつては、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

3 事業者は、別表第三第一号の二、第二号の二又は第三号の二に掲げる作業に労働者を従事させする場合(第七条第一項各号又は第二項各号)に該当する場合を除く。)にあつては、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第六条の三及び第六条の四第二項の規定による測定の結果(第六条の三第二項ただし書に該当する場合には、鉱物等中の遊離けい酸の含有率を含む。)に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものと使用させなければならない。

4 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合(第七条第一項各号又は第二項各号)に該当する場合を除く。)にあつては、前項の厚生労働大臣の定めるところにより、同項の測定の結果に応じて、当該請負人に対し、有効な防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものと使用する必要がある旨を周知させなければならない。

5 労働者は、第七条、第八条、第九条第一項、第二十四条第二項ただし書並びに本条第一項及び第三項の規定により呼吸用保護具の使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければならない。

(施行期日)  
第一條 この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。ただし、第四条から第二十二条までの規定及び附則第三条の規定(安衛則第三十六条に一号を加える部分及び第六百五十八条に係る部分に限る。)は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則 (昭和五六年七月二二日労働省令第二六号)

この省令は、昭和五十六年九月一日から施行する。

附則 (昭和六〇年一月一四日労働省令第二号) 抄

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六一年三月一八日労働省令第八号)

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年九月一日労働省令第二六号) 抄

この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附則 (平成六年三月三〇日労働省令第二〇号) 抄

この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附則 (平成六年三月三〇日労働省令第二〇号) 抄

この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附則 (昭和六四年三月三〇日労働省令第二〇号) 抄

この省令は、昭和六四年三月三〇日から施行する。

第五条 この省令の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

附則 (平成一〇年三月二五日労働省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一一年一月一一日労働省令第四号)

この省令は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則 (平成一二年一月三一日労働省令第二号) 抄

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年一月三一日労働省令第二号) 抄

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第一條 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。



		(施行期日)
1	この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。	1 口 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
	附 則 (平成二九年四月一日厚生労働省令第五八号) 抄	2 一の二、ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
(施行期日)	二 鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。)	
1	この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。	3 一 鉱物等を破碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業
	附 則 (令和二年六月一日厚生労働省令第一二八号) 抄	2 (次号に掲げる作業を除く。)ただし、次に掲げる作業を除く。
(施行期日)	三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、又は積み卸す場所における作業	
第一条	この省令は、公布の日から施行する。	イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
	(経過措置)	ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業
第一条	この省令は、公布の日から施行する。	三の二、ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
(施行期日)	四 坑内において鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。	
1	この省令は、令和五年四月一日から施行する。	五 坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く。)を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)
	附 則 (令和四年五月三日厚生労働省令第九一号) 抄	五の二、ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
(施行期日)	六 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(第十三号に掲げる作業を除く。)ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。	
第一条	この省令(附則第一条第一号に掲げる規定について)は、当該規定(第四条及び第八条に限る。)以下同じ。)の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはぱり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(前号に掲げる作業を除く。)
	(罰則に関する経過措置)	八 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業(第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。)ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。
第五条	この省令(附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)	九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(第三号、第三号の二、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。)
	附 則 (令和五年三月二七日厚生労働省令第一九号) 抄	十 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰める場所における作業
(施行期日)	十一 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(次号から第十四号までに掲げる作業を除く。)	
第一条	この省令は、公布の日から施行する。	十二 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
	附 則 (令和六年三月一八日厚生労働省令第四四号) 抄	十三 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。
(施行期日)	イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業	
第一条	この省令は、令和八年十月一日から施行する。	ロ 水の中で原料を混合する場所における作業
	別表第一 (第二条、第三条関係)	一 鉱物等(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)ただし、次に掲げる作業を除く。

		イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業
		ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
		二 一の二、ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
		三 鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。)
		四 坑内において鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。
		五 坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く。)を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)
		六 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(第十三号に掲げる作業を除く。)ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。
		七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはぱり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(前号に掲げる作業を除く。)
		八 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業(第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。)ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。
		九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(第三号、第三号の二、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。)
		十 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰める場所における作業
		十一 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(次号から第十四号までに掲げる作業を除く。)
		十二 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
		十三 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。
		イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業
		ロ 水の中で原料を混合する場所における作業

十四 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水中で原料を混合する場所における作業を除く。

十五 砂型を用いて铸物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落とし、砂を再生し、砂を混練し、又は铸ばり等を削り取る場所における作業（第七号に掲げる作業を除く）。

十六 鉱物等（湿润なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿润なもの）をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）。

十七 金属その他無機物を製鍊し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は铸込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に铸込みする場所における作業を除く。

十八 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製鍊し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業。

十九 耐火物を用いて窯、炉等を建築し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破碎する作業。

二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアーチを用いてガウジングする作業。

二十一 金属をアーチ溶接する作業。

二十二 染土の付着した藺草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業。

二十三 長大ずい道（じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）別表第二十三号の長大ずい道をいう。別表第三第十七号において同じ。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンバーにより道床を突き固める場所における作業。

一 別表第一第一号又は第一号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所。

二 別表第二第三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉砕し、又はぶるい分ける箇所。

三 別表第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所。

四 別表第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。）へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所（前号に掲げる箇所を除く。）。

五 別表第六号又は第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、岩石又は鉱物を動力により掘削する作業。

六 別表第六号又は第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部によるものを除く。）により破碎し、粉砕し、又はぶるい分ける箇所。

七 別表第六号又は第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部により破碎し、粉砕し、又はぶるい分ける箇所。

八 別表第六号又は第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部により破碎し、粉砕し、又はぶるい分ける箇所。

九 別表第一第九号又は第十号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部により破碎し、粉砕し、又はぶるい分ける箇所。

十 別表第一第十四号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉詰めし、炉の内部に立ち入る作業。

十一 別表第一第十五号に掲げる作業のうち、砂型を造型し、型ばらし装置を用いないで、砂型を壊し、若しくは砂落とし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鉛ぱり等を削り取る作業。

十二 別表第一第十三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿润なものを除く。）を動力により成形する箇所。

十三 別表第一第十三号又は第十四号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げする箇所。

十四 別表第一第十五号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落とし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げする箇所。

十五 別表第一第二十一号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所。

### 別表第三（第七条、第二十七条関係）

一 別表第一第一号に掲げる作業のうち、坑外において、衝撃式削岩機を用いて掘削する作業。

二 別表第一第二号から第三号の二までに掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾げることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。

三 別表第一第五号に掲げる作業。

四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業。

五 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いし、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業。

六 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。次号において同じ。）を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばかり取りし、又は金属を裁断する作業。

七 別表第一第三号又は第八号に掲げる作業のうち、手持式動力工具を用いて、鉱物等を破碎し、又は粉碎する作業。

八 別表第一第八号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉碎する作業。

九 別表第一第十三号に掲げる作業のうち、原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又は窯の内部に立ち入る作業。

十 別表第一第十四号に掲げる作業のうち、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉詰めしするため、炉の内部に立ち入る作業。

十二 別表第一第十六号に掲げる作業  
 十二の二 別表第一第十七号に掲げる作業のうち、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れる作業  
 十三 別表第一第十八号に掲げる作業のうち、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱  
 さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる作業  
 十四 別表第一第十九号から第二十号の二までに掲げる作業  
 十五 別表第一第二十一号に掲げる作業のうち、手持式溶射機を用いて金属を溶射する作業  
 十六 別表第一第二十二号に掲げる作業のうち、染土の付着した藪草を庫に入れし、又は庫出しする作業  
 十七 別表第一第二十三号に掲げる作業のうち、長大ずい道の内部において、ホッパーにより道床を突き固める作業  
 ラストを取り卸し、又はマルチブルタインバーにより道床を突き固める作業  
 一  
**株式第1号（第2条関係）**

様式第1号(第2条関係)

事業の種類		事業場の名称	事業場の所在地
			電話( )
認定申請	別表第1号別区分	作業の内容	従事労働者数
粉じんとなる物質の種類及び取扱量		種類	取扱量
粉じん発生源を有する機械又は設備の種類、能力及び台数			
作業環境管理のための措置		無 有	局部排気装置、湿潤化、密閉化 動力による換気 その他の措置( )

年月日

事業者職名

都道府県労働局長殿

## 備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「取扱量」の欄は、日、週、月等一定期間に通常取り扱う量を記入すること。
- 3 「作業環境管理のための措置」の欄は、該当するものに○を付し、その他の措置に○を付した場合にはその具体的な内容を( )内に記載すること。
- 4 この申請書には、当該粉じん作業場の写真又は図面を添付すること。
- 5 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

**様式第1号の2（第3条の2関係）**

様式第1号の2（第3条の2関係）

粉じん障害防止規則適用除外認定申請書（新規認定・更新）

事業の種類	
事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号( ) 電話( )
申請に係る特定粉じん作業の内容	
申請に係る特定粉じん作業に常時従事する労働者の人数	

年月日

事業者職氏名

都道府県労働局長 殿

## 備考

- 1 表題の「新規認定」又は「更新」のうち該当しない文字は、抹消すること。
- 2 適用除外の新規認定又は更新を受けようとする事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。なお、更新の場合は、過去に適用除外の認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。
- 3 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 4 次に掲げる書面を添付すること。  
 ①事業場に配置されている化学物質管理専門家が、粉じん障害防止規則第3条の2第1項第1号に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写し  
 ②上記①の者が当該事業場に専属であることを証する書面の写し（当該書面がない場合には、当該事業についての申立書）  
 ③粉じん障害防止規則第3条の2第1項第3号及び第4号に該当することを証する書面  
 ④粉じん障害防止規則第3条の2第1項第5号の化学物質管理専門家による評価結果を証する書面  
 5 4④の書面は、当該評価を実施した化学物質管理専門家が、粉じん障害防止規則第3条の2第1項第1号に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写し併せて添付すること。  
 6 4④の書面は、評価を実施した化学物質管理専門家が、当該事業場に所属しないことを証する書面の写し（当該書面がない場合には、当該事業についての申立書）併せて添付すること。  
 7 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

## 様式第2号(第9条関係)

粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ( )
認 請 定 作 申 業	別表第1の号別区分	作業の内容
		従事労働者数
特定粉じん発生源を有する機械又は設備の概要		
設備等を設けることが困難である理由		
使用する呼吸用保護具の種類		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

## 備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「特定粉じん発生源を有する機械又は設備の概要」及び「設備等を設けることが困難である理由」の欄は、具体的に記入し、写真、図面等を添付すること。
- 3 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

## 様式第3号(第26条関係)

粉じん測定特例許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ( )
申請に係る単位作業場所における粉じん作業	作業の内容	従事労働者数
		(うち年少者 名)

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

- 備考 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「申請に係る単位作業場所における粉じん作業」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、単位作業場所ごとに記入すること。
- 3 「作業の内容」の欄は、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)別表第一の各号のいずれに該当するかを記入すること。
- 4 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号(第26条関係)

## 粉じん測定結果摘要書

測定実施年月日	一日目の測定		二日目の測定		第一評価値	第二評価値	B測定値	管理濃度	管理区分	整理番号						
										作業環境測定士又は作業環境測定機関						
	M <sub>1</sub>	σ <sub>1</sub>	M <sub>2</sub>	σ <sub>2</sub>						氏名又は名称	登録番号					

備考 1 本摘要書は、単位作業場所ごとに記入すること。

2 「整理番号」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、各々に粉じん測定特例許可申請書(様式第3号)に記入した単位作業場所の順に整理番号を付すること。

3 「一日目の測定」及び「二日目の測定」の欄中M<sub>1</sub>及びM<sub>2</sub>はA測定の測定値の幾何平均値をσ<sub>1</sub>及びσ<sub>2</sub>はA測定の測定値の幾何標準偏差をそれぞれ記入すること。なお、「二日目の測定」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。

4 「B測定値」の欄は、二以上の測定点においてB測定を行った場合には、そのうちの最大値を記入すること。なお、「B測定値」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。

## 様式第5号(第26条の3の3関係)(表面)

## 第三管理区分措置状況届

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	郵便番号( ) 電話( )		
労働者数	人		
第三管理区分に区分された場所における特定粉じん作業の内容			
作業環境管理専門家の意見概要	所属事業場名		
	氏名		
	作業環境管理専門家から意見を聴取した日	年月日	
	意見概要	第一管理区分又は第二管理区分とすることの可否	可・否
呼吸用保護具等の状況	有効な呼吸用保護具の使用 保護具着用管理責任者の選任 作業環境管理専門家意見等の労働者への周知		有・無 有・無 有・無

年月日

事業者職氏名

労働基準監督署長様

## 様式第5号（第26条の3の3関係）（裏面）

## 備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 次に掲げる書面を添付すること。
  - ①意見を聽取した作業環境管理専門家が、粉じん障害防止規則第26条の3の2第1項に規定する事業場における作業環境の管理について必要な能力を有する者であることを証する書面の写し
  - ②作業環境管理専門家から聽取した意見の内容を明らかにする書面
  - ③この届出に係る作業環境測定の結果及びその結果に基づく評価の記録の写し
  - ④粉じん障害防止規則第26条の3の2第4項第1号に規定する個人サンプリング測定等の結果の記録の写し
  - ⑤粉じん障害防止規則第26条の3の2第4項第2号に規定する呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認した結果の記録の写し